

# 国立音楽大学 大学院規則

## 第1章 総 則

第1条 国立音楽大学大学院は、音楽の理論および実践を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

第2条 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行うものとする。

2 前項の点検および評価を行うにあたり必要な事項は、別に定める。

第3条 本学大学院に5年の博士課程を置く。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程（以下「修士課程」という。）および後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

3 修士課程は、広い視野に立って精深な学識と技術を授け、音楽の専攻分野における創造、表現、研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業等を担うための卓越した能力を培うこととする。

4 博士後期課程は、音楽の専攻分野について研究者として自立して創作、表現、研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を培うこととする。

## 第2章 組 織

第4条 本学大学院に次の研究科を置く。

音楽研究科

第5条 音楽研究科に次の専攻を置く。

研究科名	修士課程	博士後期課程
	専攻名	専攻名
音楽研究科	声 楽 専 攻 器 楽 専 攻 作 曲 専 攻 音 楽 学 専 攻 音 楽 教 育 学 専 攻	音楽研究専攻

## 第3章 学生定員

第6条 本学大学院の学生定員は次のとおりとする。

研究科名	修士課程			博士後期課程		
	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
音楽研究科	声 楽 専 攻	8	16	音楽研究専攻	5	15
	器 楽 専 攻	16	32			
	作 曲 専 攻	4	8			
	音 楽 学 専 攻	4	8			
	音 楽 教 育 学 専 攻	4	8			

## 第4章 教育方法等

第7条 本学大学院修士課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

2 修士課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年を超えて在学することはできない。

3 第1項の規定に関わらず修士課程は、職業を有しているなどの事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に本学大学院の教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出た者に対しては、別に定めるところにより、その修業年限を延長することができる。

第8条 本学大学院の教育は、授業科目の授業および研究指導によって行うものとする。

第9条 授業科目および単位は、別表1のとおりとする。

第10条 履修科目の選択にあたってはあらかじめ担当教員の指導を受けなければならない。

第11条 授業科目の修了の認定は、試験によって行い、その認定を得た学生には単位を与える。

第12条 授業科目の成績は、AA・A・B・C・Dの5種とし、AA・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

第13条 本学大学院が教育上有益と認めるとときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

## 第5章 課程修了の要件

第14条 修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと大学院委員会が認めた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、本学大学院修士課程の目的に応じ適當と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第15条 博士後期課程の修了の要件は、修士課程を修了後、博士後期課程に3年以上在学し、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等（研究領域により研究作品または研究演奏を加える）の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと大学院委員会が認めた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前条第1項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の当該博士後期課程の在学期間に関しては、修士課程における在学期間に3年を加えた期間とする。ただし、優れた研究業績を上げたと大学院委員会が認めた者については、大学院に3年（修士課程における在学期間を含む）在学すれば足りるものとする。

3 学校教育法施行規則第156条規定により、大学院への入学資格があるものとして、博士後期課程に入学した者の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査および試験に合格すること

とする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと大学院委員会が認められた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

## 第6章 学位

第16条 修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程を修了した者には博士の学位をそれぞれ授与する。

- 2 本学の博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了しない者であっても本学学位規則の定めるところにより、博士論文等を提出し、その審査および試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。
- 3 学位に関する規程は、別に定める。

## 第7章 職員組織

第17条 本学大学院の教育・研究を運営するため大学院委員会を置く。

- 2 委員会は委員長、教授、准教授、講師を以て構成する。
- 3 委員長は学長が、その任に当たる。
- 4 委員会に関する規則は別に定める。

第18条 本学大学院の教育・研究を推進するため、一定数の職員を置く。

## 第8章 入学・欠席・休学・退学・復学および除籍

第19条 入学の時期は学年の始めとする。

第20条 本学大学院修士課程の入学資格は次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 大学を卒業した者。
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者。
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者又はこれに準ずる者。
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者。
- (5) 文部科学大臣の指定した者。
- (6) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの。

第21条 本学大学院博士後期課程の入学資格は次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 修士の学位または専門職学位を有する者。
- (2) 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、またはこれに準ずる者。
- (3) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当

する学位を授与された者。

- (4) 文部科学大臣の指定した者。
- (5) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの。

第22条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期日内に、入学願書等必要な書類を入学検定料と共に提出しなければならない。

第23条 前条の入学を志願した者については、別に定めるところにより行う選考結果に基づき、大学院委員会の議を経て、学長が入学を許可する。

第24条 入学を許可された者は、所定の期日内に、学費等の納入を含む入学手続を終えなければならない。

2 前項の定めに違反したときは、学長は入学許可を取り消すものとする。

第25条 病気その他の事故で欠席したときは事由を記して直ちに届け出なければならない。ただし病気のため欠席が7日以上にわたる場合には医師の診断書を提出しなければならない。

第26条 病気その他の理由によって欠席が2ヵ月以上にわたる場合は保証人連署の上願い出て許可を得て休学することができる。

第27条 休学の理由が消滅したならば休学者は遅滞なく就学届を提出しなければならない。

第28条 休学の期間は1年以内とする。

第29条 休学の期間はこれを在学期間に算入しない。

第30条 病気その他の事故で退学しようとする場合は、その事由を記して保証人連署の上願い出て許可を得なければならない。

第31条 退学した者が復学を願い出した場合は退学の時から2年以内の者に限り選考の上相当年次に復学を許可することがある。

第32条 次の各号の一に該当する者は大学院委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 無届欠席が30日以上になる者。
- (2) 成業の見込みのない者。
- (3) 在学年限を超えた者。
- (4) 学費を滞納し、督促を受けても納入しない者。

## 第9章 学 費

第33条 本学大学院における学費は、別表2のとおりとする。

2 第7条第3項の規定により標準修業年限を延長する場合の学費の納入方法については、別に定める。

第34条 休学を許可された者については当該期間の授業履修費及び維持運営費を免除する。

## 第10章 聴講生、委託生、交換留学生、外国人特別研究生、研究生および外国人留学生

第35条 大学院規則第20条または第21条の資格をもつ者が、本学大学院所定の授業科目のうち1科目または数科目の聴講を志願するときは、授業運営にさしつかえない範囲において選考の上、聴講生として聴講を許可することがある。

第36条 聴講生に関する規程は別に定める。

第37条 国内の公共団体またはその他の機関より、本学大学院の特定の学科目について研修を委託された場合、授業運営にさしつかえない範囲において選考の上、委託生として聴講を許可することがある。

第38条 委託生に関する規程は別に定める。

第39条 本学との交換留学協定に基づき協定校から推薦された者は、授業運営にさしつかえない範囲において選考の上、特別聴講学生として許可することがある。

第40条 交換留学生に関する規程は別に定める。

第41条 外国籍を有し、大学院規則第20条または第21条の資格をもつ者が、本学大学院で指導教員の指導のもとに、特定の専門分野に関する授業科目の受講を志願するときは、授業運営にさしつかえない範囲において選考の上、外国人特別研究生として受け入れを許可することがある。

第42条 外国人特別研究生に関する規程は別に定める。

第43条 大学院博士後期課程を満期退学した者が、学位申請論文作成のために、引き続き本学の研究施設を利用し、研究の継続を希望する場合は、授業運営にさしつかえない範囲において大学院研究生として許可することがある。

第44条 大学院研究生に関する規程は別に定める。

第45条 外国人留学生に関する規程は別に定める。

## 第11章 教育職員免許状

第46条 高等学校教諭一種免許状(音楽)または中学校教諭一種免許状(音楽)取得者(取得資格のある者も含む)で、教科及び教科の指導法に関する科目を24単位以上修得し、修士課程を修了した者(修了見込者を含む)は、修了時に高等学校教諭専修免許状(音楽)または中学校教諭専修免許状(音楽)取得の申請ができる。

2 高等学校教諭専修免許状(音楽)または中学校教諭専修免許状(音楽)を取得するための教科に関する科目については別に定める。

## 第12章 雜則

第47条 本規則の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

## 附 則

この規則に定めていない事項に関しては、国立音楽大学学則を準用する。

昭和43年4月1日 制定・施行

(中略)

平成29年3月8日 一部改正

この規則は、2023年11月15日から施行する。